

山梨県公報

号外第二十四号

令和元年

九月十九日

木曜日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………一
○と畜場の事業を禁止する区域の指定……………一
○と畜場の事業を禁止する区域の指定の解除……………一

告示

山梨県告示第九十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
豚コレラ	豚	患畜	四	笛吹市	令和元年九月十三日

山梨県告示第九十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第六条第一項の規定により、豚コレラのまん延を防止するため、と畜場の事業を禁止する区域を次のとおり指定する。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定区域 笛吹市石和町唐柏一〇二八番地
二 指定家畜の種類 豚

三 指定の概要

指定の期間 令和元年九月十三日から当分の間

四 その他必要な事項 知事が指定する区域内におけると畜場の事業は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ、行つてはならない。

山梨県告示第九十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第六条第一項の規定による豚コレラのまん延を防止するためのと畜場の事業を禁止する区域の指定(令和元年山梨県告示第九十五号)は、令和元年九月十七日付けで解除した。

令和元年九月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番